

収入が減少し、家賃の支払いにお困りの方へ

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

原則3か月（最長9か月）**家賃相当額を自治体から家主さんに支給**します。

対象となる方

- 離職・廃業から2年以下の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失う恐れがある方

給付上限額と給付条件

世帯全員の収入の合計と預貯金の合計がそれぞれ下表の基準額を超えない方に対して、給付上限額内の家賃相当額を支給します。なお、**求職活動を行うこと等も給付の条件**となります。

■ 住居確保給付金の給付上限額と基準額 （単位：円）

	限給付上額 (月額)	基準額 (月額)	
		収入	預貯金
単身世帯	32,300	110,300	468,000
2人世帯	39,000	154,000	690,000
3人以上世帯	42,000	182,000	840,000
4人以上世帯	42,000	217,000	1,000,000

<お問合せ先>

- 西脇市福祉部社会福祉課 8:30~17:15 (月~金曜日)
0795-22-3111 (内線1144)
- 相談コールセンター 9:00~17:00 (平日のみ)
0120-23-5572